

令和元年

第3回市議会定例会 議案第14号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成12年函館市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「（り災証明を除く諸証明に係るものに限る。）」を削る。

別表中	「	1,580,000円	を	「	1,590,000円	に改める。
		1,940,000円			1,950,000円	
		2,260,000円			2,270,000円	
	」		」			

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

手数料を徴収しないことができる事務の範囲を拡大し、および地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定

屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手数料の額を改定するため